

分析レポート

国内経済金融

東日本大震災の被災地における地域金融機関の対応

～震災後1ヵ月を振り返って～

寺林 暁良

はじめに

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方・関東地方に甚大な被害をもたらした。特に、震災と津波による被害の中心地となった岩手県、宮城県、福島県（以下、「3県」という）は、全県域が災害救助法の対象となった。

震災から1ヵ月が経過し、震災地は、「震災発生直後」から「復旧期」そして「復興期」^(注1)へと、順次ステップが移行していくものと思われる(図表1)。復旧・復興を金融面から支えるのが地域金融機関であるが、地域金融機関に対するニーズも、各ステップに応じて変化していくものと思われる。

本稿は、3県内に本店を置く地域金融機関(8地域銀行、19信用金庫、8信用組合)を対象に地震発生直後からの対応を振り返り、今後の対応の展望について述べる。なお、本稿で用いたデータは、各金融機関のホームページ、新聞、雑誌などによって得られた二次的情報に限られていることに留意されたい。

(注1) 内閣府「復興対策マニュアル」では、被災施設等

を被災前と同じ機能に戻す(場合によっては施設改良を含む)ことを「復旧対策」、被災前からの質的向上を目指すことを「復興対策」と呼んでいる。

震災発生直後の対応

(1) 金融庁からの特例措置の要請

金融庁は、震災当日に特例措置を発表し、金融機関や証券会社、生損保等に対し、これに沿って行動するよう要請している。

この特例措置は、阪神・淡路大震災発生時など、他の自然災害時も同様に発表されるもので、その要請内容は、図表1のとおりである。

震災発生の翌週までには、ほとんどの地域金融機関が同内容をインターネットのホームページに掲示し、これに沿った対応を行っている。

(2) 店舗被害と営業状況

東日本大震災は、各金融機関の店舗・ATMなどに大きな被害をもたらした。特に、大津波の被害を受けた海岸沿いでは、本支店含めて相当数の店舗が営業休止に追い込まれ、震災1ヵ月後も半数以上の店舗が営業再開に至らない地域金融機関もある(図表2)。また、大きな被害を免れた金融機関でも、停電や通信インフラの分断により、取引内容が大きく制限された。

こうした状況で、再開が困難な店舗では、順次店舗外での仮営業が行われた。仮営業の方法としては、他の店舗(本支店)内への臨時窓口の開設、役所・

図表1 金融庁から金融機関への特例措置の要請

1	預金証書・通帳の遺失者に対する預金の払戻し
2	届出印のない場合の拇印による対応
3	定期預金・定期積金の期限前払戻し及びそれらを担保とした貸付
4	期日経過後の手形の取立て
5	手形の不渡処分への配慮
6	汚れた紙幣の引換え
7	国債紛失への相談対応
8	融資相談所の開設や審査手続きの簡素化
9	休日営業又は平常時間外営業への配慮
10	上記事項の店頭掲示
11	営業店・ATMの稼働・休止状況等の店舗掲示や新聞・インターネットホームページへの掲載

(資料)金融庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置について」より作成

役場、小中学校、商用施設内への臨時窓口の開設、プレハブ製の仮設店舗を設置しての営業、自動車による移動型店舗での営業^(注2)などが挙げられる。

また、G 信用組合のように、取引先の住民が集団避難した地区に臨時相談所を開設し、地域社会に寄り添いながらサービスの提供を続ける金融機関もあった。

^(注2) 移動店舗での営業は、K 銀行が3月19日から行っているほか、L 地域銀行も3月24日から行っている。

(3) 事務・窓口対応

震災の本震が発生したのは、金曜日の14時46分頃であり、翌日・翌々日(12日・13日)は土曜日・日曜日であった。しかし、ほとんどの金融機関は、両日に可能な限り臨時窓口営業を行った。

各金融機関は、金融庁からの要請に基づいた事務対応を取ったが、払戻しに関しては、1人1日10万円までとの制限を設ける場合がほとんどだった。また、震災で紛失した預金通帳やキャッシュカードの無料再発行等の業務も各金融機関で共通して見られた。

さらに、各金融機関は、顧客からの相談業務に対応するため、既存窓口に加えて特別電話窓口・臨時窓口等を設置した。

それでは、震災発生後は、顧客からどのような相談が寄せられることが多かったのだろうか。これを知るには、震災発生の日から3月末にかけて7

図表2 金融機関の休止状況(例)

金融機関名	全店舗数	震災後の休止店舗数	
		3月第3週	4月第3週
A地域銀行	142	32	23
B地域銀行	113	19	8
C地域銀行	71	21	10
D信用金庫	19	12	7
E信用金庫	12	9	9
F信用金庫	12	N.A.	8
G信用組合	8	8	4

(資料) 各金融機関ホームページ(4月11～14日)より作成

つの地域銀行がホームページに掲載した窓口・電話での「よくある問い合わせ」(Q&A形式)が参考になるとと思われる(図表3)^(注3)。

これによると、すべての地域銀行が質問事項に掲げたのが、「営業店舗・ATMの確認」、「通帳・印鑑等紛失による現金の払戻し」だった。また、「ネットバンキングが利用できるか」といった質問事項を挙げる金融機関も多かった。一方、個人・法人ローンに対する相談などを設定する地域銀行は少なかった。

以上のことから、震災発生直後は、新規ローンの申込みに関する相談よりは、当面の生活費を確保するための預金払戻しに関する相談が比較的多く寄せられていたものと思われる。

^(注3) 3県に本店を置く地域銀行は8行であるが、そのうち1行はホームページに「よくある問い合わせ」を掲載していないため、7行となった。

(4) 震災発生直後に対応する金融商品

「よくある問い合わせ」からも推測されるように、震災発生直後に最も重要とされたのは、当面の生活費の確保だと思われる。各金融機関は、震災後にこのような資金需要に応えるための与信商品を用意している。

例えば、H 信用金庫、I 信用組合、G 信

図表3 各地域銀行の「よくある問い合わせ」質問事項

質問事項	金融機関数
営業店舗・稼働ATMの確認	7
通帳・印鑑等の紛失による現金払戻し	7
営業休止店に対する振込は可能か	6
ネットバンキングが利用できるか	5
営業休止店舗の再開見通し	4
営業休止店が給与振込先の場合どうなるか	3
紛失した通帳・印鑑等の利用停止	3
法人カード利用は利用できるか	2
個人・法人ローンの相談	2
公共料金・家賃等の口座振替・自動送金の停止	2
指定日に入金されるか	1
外国送金・外貨両替はできるか	1
ローンの返済猶予	1

(資料) 地域銀行7行のホームページ(4月18日)より作成

用組合は、当面の生活費用の小額低金利の融資商品を用意している（図表4）。また、上限 300 万円程度の被災者向けフリーローンを用意した地域銀行も数多く見られた。一方、各信用金庫は個人向けに後述の「災害復旧ローン」を扱っており、これによって生活費用のローン需要に応えたと思われる。

これらについて、実際どれだけの貸出件数があったか等は不明であるが、地域社会の生活に密着する地域金融機関がこうした商品を用意することは、顧客にとって心強いものであったと思われる。

（5）業界としての対応

震災への対応は、金融業界全体の連携によっても行われた。

3月25日には、被災地の信用金庫に口座を持つ顧客が全国の信用金庫で預金払戻が始まったほか、3月17日には全国信用協同組合連合会が全国の信用組合に対して同様の対応を要請している。

地域銀行については、3月23日にB地域銀行が独自に県外地域銀行8行（その後行数は拡大）での預金代理払いを発表した。さらに、4月1日には全銀協が被災者の「取引銀行以外での預金払戻し」の取扱い方法を発表し、被災地の地域銀行に口座持つ顧客は、全国100行以上で払戻しを受けることが可能となった。

そして、4月22日からは、被災地の信用金庫や信用組合が全国の銀行において代理払いを受けられるとの措置も取られ

ている。

復旧の進展への対応

震災後1ヵ月を経過して支店やATMの復旧にも一定の進展がみられ、営業時間も休日の電話相談窓口など一部を除いて通常に戻ってきている。

こうしたなか、顧客からの相談内容や資金ニーズも、震災直後から変化し始めていることと思われる。被災者向けの与信商品などに関しては、実際には震災直後から用意する金融機関がほとんどであったが、これらへの資金需要が本格化するの、これからであろう。

（1）復旧に対応する金融商品

a. 個人ローン（図表5）

各地域銀行は、被災者向け特別金利での住宅リフォームローン、自動車ローンの取り扱いを行っている。また、それ以外にも生活費、医療費、教育費など、それぞれの目的に応じたローンを扱ったり、自動車を含めた多目的ローンの形で販売したりする地域銀行もある。

各信用金庫も「災害復旧ローン」との名称で、住宅リフォーム、自動車、医療費など、多目的に利用できる個人ローンを用意している。また、「災害復旧ローン」以外にも独自に用途別の被災者向けローンを販売している信用金庫もある。

一方、復旧の進展を見越した場合、リフォームだけではなく、新規の住宅ローンの需要も高まることと思われるが、現時点で被災者向け新規住宅

ローンを用意しているのは2つの金融機関にとどまっている。新規住宅建築に対する資金需要へ

図表4 生活費用の個人融資商品の例

金融機関名	開始日	金額	金利	融資期間
H信用金庫	3月14日	10万円以内	0.5%	3ヵ月（返済猶予有）
I信用組合	3月14日	30万円以内（基本10万円）	1.0%	1年据置後30ヵ月
G信用組合	3月28日	30万円以内	1.0%	3年（1年据置可）

（資料）各金融機関ホームページ（4月11～14日）より作成

の対応は今後の課題となるだろう。

b. 法人ローン（図表6）

復旧が進むにつれて景気回復も進み、法人ローンの需要も本格化し始められる。法人ローンでは、金利優遇に加えて、6ヵ月～2年程度の据置期間（返済猶予期間）が設定される場合が多く、被災者の事情に考慮している。

一方、今回の震災では、工場設備の全壊など多大な被害を受けた事業者も多いと思われ、復旧のために巨額の設備資金が必要になるケースも想定される。今後の復旧対応では、融資期間の延長も含め、個別案件への柔軟な対応が重要だろう。

c. 預金

預金商品から復旧・復興を支えようという動きもある。例えばJ地域銀行は、

預かり額の0.1%相当を県に寄付するという「復興応援定期預金」の取扱いを4月1日に開始した。金融機関ならではの震災対応の一つとして注目されよう。

（2）日銀や行政など他機関との連携

復旧を進展させるためには、他の機関との連携もますます必要になると思われる。

日銀は、4月6～7日の政策決定会合で、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を発表した。これは、貸付期限1年、貸出金利0.1%、総額1兆円という内容である。

また、須賀川市（20万まで保証料補助、5年間の1%利子補給）やいわき市（保証料全額負担）などのように独自に法人向け震災対策特別資金融資制度を扱う自治体もある。

これらのスキームを活用して資金需要に応じていくことも、これから地域金融機関に求められる重要な役割の一つであろう。

おわりに

本稿では、東日本大震災から1ヵ月以上が経過した現在、地域金融機関には震災直後にどのような役割が期待され、それが今後の復旧に向け、現在どのように変化しつつあるかを述べた。

末筆ながら被災地金融機関関係者のご努力・ご尽力に対し、心から敬意を表したい。

（2011年4月22日現在）

図表5 地域銀行・信用金庫の被災者向け個人ローン商品

		中央値	最小値	最大値	金融機関数
地域銀行の住宅リフォームローン					
設定日		3月16日	3月14日	3月29日	8
貸出限度額(万円)		1,000	500	1,000	8
融資期間(年)		15	10	15	8
貸出金利(%)	変動	2.325	1.975	3,000	7
	固定	1.975	1.530	3,000	3
地域銀行の自動車ローン(生活費、医療などのローンを兼ねる場合あり)					
設定日		3月16日	3月14日	3月29日	8
貸出限度額(万円)		500	200	700	8
融資期間(年)		7	5	10	8
貸出金利(%)	変動	2.375	1.975	2,600	7
	固定	3.300	1.975	4,500	3
信用金庫「災害復旧ローン」					
設定日		3月17日	3月14日	4月6日	16
貸出限度額(万円)		500	500	1,000	16
融資期間(年)		10	10	15	16
貸出金利(%)	変動	2,500	1,500	3,175	7
	固定	2,050	1,500	3,950	10

（資料）各金融機関ホームページ(4月11～14日)より作成

（注）貸出金利は、変動・固定の両方を用意している金融機関がある

図表6 地域金融機関の被災事業者向けローン商品

		中央値	最小値	最大値	金融機関数
設定日		3月16日	3月14日	3月26日	20
貸出限度額 (万円)	運転資金	2,000	500	28,000	20
	設備資金	2,000	500	28,000	20
融資期間 (年)	運転資金	5	5	10	20
	設備資金	10	5	10	20
金利引下げ幅(%pt)		▲ 0.250	▲ 0.200	▲ 2.450	6

（資料）各金融機関ホームページ(4月11～14日)より作成